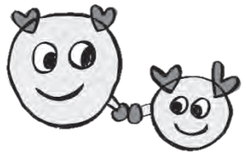
12月3日から9日は障がい者週間です



「障がい者週間」は、障がいへの理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化などの活動に参加する意欲を高めることを目的としています。「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し支えあう社会）」の実現に向けて自らできる配慮や工夫について考えてみませんか？

問 保健福祉課福祉介護グループ
☎ 35−2111(内線164)
FAX 35−2118

12月 山形県障がい者差別解消強化月間

障がい者差別解消法

(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)
主に次の２つを定めています。
①障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止
②合理的配慮の提供
国や自治体の他に、令和６年４月１日から事業者にも義務付けられています。

合理的配慮の提供とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としていると意思表示があったときに、そのときにできる対応や工夫をすることです。

負担が大きい場合や、すぐに対応できない場合は、障がいのある人と提供者が話し合って、ともに他の対応策を考えます。

(例)

●飲食店で車いすのまま着席したい。 → 机に備え付けていた椅子を片付けて車いすのまま着席できるスペースを確保した。

●授業など、文字の読み書きに時間がかかるため、最後まで書き写すことができない。 → カメラ・スマートフォン等でホワイトボードを撮影できることとした。

もっと知りたい方は…

障がい者の差別解消に関する事例データベース

内閣府公式サイト

「不当な差別的扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者などの相談窓口に寄せられた具体例を障がい種別に応じて検索できます。

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

内閣府公式サイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などでわかりやすく説明しています。

ヘルプマークを知っていますか？



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」が作成されました。

◎役場保健福祉課８番窓口で配布しています。

身体障がい者等用駐車施設利用証制度

この制度は、公共施設やスーパーなどに設置されている障がい者等のための駐車スペースを適正に利用いただくために、歩行が困難であるなど、移動に配慮が必要な方を対象に利用証を交付するものです。

◎対象者
・身体障がい者（指定の障がいの区分、等級該当者に限る）の方
・知的障がい者（療育手帳Ａ）の方
・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳１級）の方
・要介護認定（要介護１～５）を受けた方
・難病患者の方
・けが又は病気により移動に配慮が必要な方、妊産婦

◎役場保健福祉課８番窓口で申請できます。詳細はお問い合わせください。

■年金額を増やしたい場合は

○付加年金

国民年金保険料に付加保険料月額400円をプラスして納めると、老齢基礎年金の年額に付加年金を上乗せして受け取ることができます。年金受給開始から２年間で、納めた保険料と同額になりお得です。国民年金基金加入中の方、保険料免除等の承認を受けている方は申込みできません。役場またはマイナポータルから申請できます。手続きの際には、マイナンバーカードまたは基礎年金番号が分かるものが必要です。

将来受給する付加年金の年額＝200円×付加年金保険料納付月数

○60歳からの任意加入

日本に住所のある60歳以上65歳未満の方（基礎年金受給者と厚生年金加入者を除く）で、老齢基礎年金の受給資格期間（120月）を満たしていない方、保険料納付月数が480月未満の方が加入できます。

○免除等を受けた期間の保険料を追納

免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受給する年金額が少なくなります。承認を受けた期間の保険料は10年前まで遡り追納できます。追納のお問い合わせ先は、新庄年金事務所です。

5 国民年金保険料の免除

第１号被保険者の方で、保険料を納付することが難しい方のための制度です。
申請手続きが必要です。役場窓口、新庄年金事務所、マイナポータルから申請できます。

申請免除	本人、配偶者、世帯主の申請年度の前年所得が基準以下のとき、保険料が全額または一部免除（4分の3、半額、4分の1）されます。失業された方は、本人の前年所得を考慮せず受けられます。
納付猶予	50歳未満（学生を除く）の方で、本人と配偶者の申請年度の前年所得が基準以下のとき、納付が猶予されます。失業された方は、本人の前年所得を考慮せず受けられます。
学生納付特例	大学、専門学校等の学生で、本人の申請年度の前年所得が基準額以下のとき、納付が猶予されます。
産前産後免除	出産される本人の出産（予定）日の前月から4か月分の保険料が全額免除されます。保険料が免除された期間は、納付したものとして老齢基礎年金の額に反映されます。
NEW！ 育児免除	【令和８年10月１日制度開始】 子を養育している父母（養父母も）について、その子が1歳になる誕生日の前月までの期間（母は産前産後免除期間と合わせて13か月間、父は出産月以降12か月間）の国民年金保険料の納付を免除されます。申請することで、所得に関係なく免除されます。保険料が免除された期間は、納付したものとして老齢基礎年金の額に反映されます。 ※令和8年10月1日より前から子を養育していて、令和8年10月1日時点で1歳未満の場合も免除されます。

【申 請 期 間】申請免除・納付猶予は７月から翌年６月まで。学生納付特例は４月から翌年３月まで。
申請免除・納付猶予・学生納付特例は申請日から２年１か月前まで遡って申請できます。
【必要なもの】○年金手帳（基礎年金番号通知書）またはマイナンバーの分かるもの
○失業の場合、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
○学生納付特例の場合、学生証のコピー（表と裏両面）または在学証明書（原本）

〈年金のお問い合わせ先〉
●ねんきんダイヤル（年金の一般的なお問い合わせ） ☎0570−05−1165
●新庄年金事務所お客様相談室 ☎0233−22−2050
●役場町民税務課住民グループ（第１号被保険者に関するお問い合わせ） ☎35−2111(内線123)